

## 運営指導の指摘事項等について

県内で、令和7年度の運営指導等で指導や助言等を行った事項のうち、主なものを記載しました。  
今後の事業の適切な運営のために参考としてください。

(参考)令和6年度運営指導実施結果

	合 計
対象事業所数	1,700
運営指導を実施した事業所数	356
改善報告を求めた事業所数	200
過誤調整を指示した事業所数	16

※ 広島県内の事業所、施設に対する運営指導の実施数等を掲載  
(広島市、呉市、福山市は除く)

### 【凡 例】

※施設系サービス:介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護医療院, 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護

※居宅系サービス:訪問介護, 訪問入浴介護, 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 福祉用具貸与, 福祉用具販売

※通所系サービス:通所介護, 通所リハビリテーション

※居宅介護支援、介護予防支援

※地域密着型サービス:定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

### 【人員基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
訪問介護	訪問介護員の員数	指定訪問介護事業所では訪問介護員を常勤換算で2.5人以上配置する必要があるが、雇用契約はあるものの、配置実績が7月で常勤換算1.1人であり人員基準を満たしていなかった。	指定訪問介護事業所では訪問介護員を常勤換算で2.5人以上配置する必要があるが、雇用契約はあるものの、配置実績が7月で常勤換算1.1人であり人員基準を満たしていない。については、人員基準を満たす配置を行うこと。
訪問介護	訪問介護員等の員数	令和7年8月の訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で1.4人であった。	事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上配置すること。
訪問介護	サービス提供責任者	サービス提供責任者は、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の常勤の者を配置するとともに、非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、常勤の勤務すべき時間の2分の1以上に達している者でなければならないにもかかわらず、これらの要件を満たしていない。	サービス提供責任者は、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の常勤の者を配置するとともに、非常勤のサービス提供責任者は、その勤務時間が常勤の勤務すべき時間の2分の1以上に達している者とする。また、サービス提供責任者の変更の届出を行うこと。
訪問看護	看護師等の員数	看護職員は常勤換算方法で2.5以上、そのうち1人は常勤の者でなければならないが、人員に関する基準が満たされていない。	看護職員に関する人員基準を満たした体制とすること。

訪問看護	管理者	指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないが、管理者について常勤専従の勤務実態が確認できなかった。	当該事業所において専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと。
通所介護	勤務体制の確保等	利用者が15人未満の日に常時1名の状態とならない状況がある。	介護職員を常時1名以上従事させること。
居宅介護支援	従業者の員数	介護支援専門員の配置が常勤の介護支援専門員1名の事業所にもかかわらず、利用者の数が49人以上となっていた。	介護支援専門員の員数の基準数は、利用者の数が44又はその端数を増すごとに1を満たすこと（ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者数の数が49又はその端数を増すごとに1）。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	〔オペレーター〕 提供時間帯を通じて、その職務に従事するオペレーターが1以上配置されていなかった。 〔随時訪問サービスを行う訪問介護員等〕 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上配置されていなかった。	提供時間帯を通じて、その職務に従事するオペレーターを1以上配置すること。 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等を1以上配置すること。
地域密着型通所介護	従業者の員数	看護職員について、人員基準上満たすべき員数を下回っていた（1割を超えて減少）。	単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を配置すること。 看護職員の配置において、人員基準欠如が解消した月の勤務表等を添えて改善報告書を速やかに提出すること。 なお、2024年（令和6年）7月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定すること。
小規模多機能型居宅介護	従業者の員数等	指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者を利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者）の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者を1以上配置することされているが、人員基準上満たすべき員数の配置がされていなかった。	人員基準上満たすべき員数の配置がされていない月の翌月若しくは翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について指定密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定すること。

【設備基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
訪問介護	設備等	相談室を含む区画において利用者のプライバシーが保護されていない。	利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
訪問介護	設備等	記録保管庫に鍵が備わっていなかった。	利用者の秘密保持のため、利用者の個人情報を含めたファイルの保管庫は施錠できるようにすること。
通所介護	設備及び備品等	機能訓練室の一部を静養室として使用しているため、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていない。	機能訓練室が基準の面積を確保するよう改善し、機能訓練室に変更が生じる場合は変更届を提出すること。

通所介護	設備及び備品等	機能訓練室に予備のベッドを保管している。	機能訓練に要していないので、撤去すること。
通所介護	設備及び備品等	食堂及び機能訓練室として申請したスペースにベッドを置き、静養ベッドとして使用している。	食堂及び機能訓練室として申請したスペースにベッドを置き、静養ベッドとして使用している。各設備については、申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。
小規模多機能型居宅介護	設備及び備品等	宿泊室が平面図通りに使用されていない部屋が確認された。	宿泊室として使用できるよう整えること。

【運営基準】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の日付や担当職員の記載漏れが認められた。	漏れのないよう適切に記載すること。
全サービス共通	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載されていなかった。	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し重要事項の説明を行う際には、提供するサービスの第三者評価の実施状況についても説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
訪問介護	内容及び手続の説明および同意	従業者の員数について、現状と運営規程の記載内容が一致していなかった。	従業者の員数について、現状と運営規程の記載内容が一致していない。については、最新の内容に修正すること。
訪問介護	内容及び手続の説明及び同意	事業所の運営規程の概要、重要事項について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得なければならないが、一部利用者について同意が確認できない事例が認められた。	契約書等、利用者の同意に関する記録を整理すること。
訪問介護	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書の「サービス利用料金表」に記載されている訪問介護サービスの提供時間（「身体1生活3」、「身体2生活3」、「身体3生活3」）について、基準省令に規定されていない時間の上限を定めている事例が認められた。	左記について、基準省令に基づき、重要事項説明書の修正を行うこと。 また、事業開始以降において、「身体1生活3」、「身体2生活3」、「身体3生活3」のサービス提供の有無を確認し、提供が行われている場合には、サービスの提供記録（サービス提供内容と提供時間が確認できる書類）を市に提出すること。
福祉用具貸与	内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ事業所の概要、重要事項について記した文書を交付し、利用申込者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないが、サービスの提供前に同意を得ていなかった。	サービスの提供前にあらかじめ説明を行い、同意を得ること。
訪問介護、通所介護、短期入所生活介護	内容及び手続の説明および同意	重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載しなければならないが記載していなかった。	重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載しなければならないが記載していないので、記載すること。
訪問介護	心身の状況の把握	利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握した内容が確認できない事例が一部認められた。	サービス担当者会議等を通じて把握したこれらの内容を、従業者に周知するため記録すること。
訪問介護	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければならないが、居宅サービス計画がなく計画に沿ったサービスが行われていることを確認できなかった。	居宅サービス計画の交付を依頼し、当該計画に沿ったサービスを提供すること。

訪問介護	居宅サービスに沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されているにもかかわらず、その内容について把握していない事例があった。	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供すること。
全サービス共通	サービスの提供の記録	サービス提供の記録の作成漏れや記入誤りのある事例が認められた。	記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。
訪問介護	サービスの提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録しなければならないが、これらの記録が確認できなかった。	サービスの提供の記録を行うこと。
訪問介護	サービスの提供の記録	指定訪問介護を提供した具体的なサービスの内容等を記録していない事例が認められた。	指定訪問介護を提供した際には、提供日や身体介護、生活援助などの内容だけでなく、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項も記録すること。
福祉用具貸与・販売	サービスの提供の記録	福祉用具貸与事業者は、サービスを提供した際には、当該福祉用具貸与の提供の開始日並びに提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないが、記録していない。	当該記録を記入するための様式を整備し、サービスを提供した際は必要事項を記入した記録を作成すること。
福祉用具貸与・販売	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、サービス提供の際に必要な事項（提供日、内容、終了日、保険給付額）を書面で記録していない。	書面にて記録を行うこと。また、利用者からの申出があった場合にサービス内容等の情報提供ができるよう整えておくこと。
通所介護	サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録することとされているが、「サービス提供記録」はあるが、個別の「サービス内容等」には記録がなく、記録相互で整合性が取れない事例があった。	介護サービスを提供した際は、具体的なサービス内容等を記録することとされているが、「サービス提供記録」はあるが、個別の「サービス内容等」には記録がなく、記録相互で整合性が取れない事例があった。については実態について確認し、適正な処理を行うこと。また、原因を分析し、再発防止策を検討し、実施すること。
通所介護	サービスの提供の記録	法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護の利用者について、サービスの提供の記録が作成されておらず、利用実績として記録されていない。	法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護の利用者について、サービスの提供の記録を作成し、事業所の利用定員及び人員基準の管理のため、利用実績として記録に残すこと。
全サービス共通	基本的取扱方針	指定訪問介護事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが、その評価を行っていない。	自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。
全サービス共通	具体的取扱方針	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないにも関わらず、行っている事例が認められた。	緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこと。身体拘束等を行う場合は、記録を正しく残すこと。
全サービス共通	具体的取扱方針	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「委員会」という。）を3月に1回以上開催していなかった。	指定小規模多機能型居宅介護介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。身体拘束廃止未実施減算に該当するため、速やかに改善計画を提出し、当該事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

全サービス共通	具体的取扱方針	身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。又身体拘束等の適正化のための研修が定期的には実施されていなかった。	身体的拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的には実施すること。身体拘束廃止未実施減算に該当するため、速やかに改善計画を提出し、当該事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。
全サービス共通	具体的取扱方針	身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとなっているが、記録様式が整備されていなかった。	当該記載様式を整備すること。
全サービス共通	具体的取扱方針	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないにも関わらず、行っている事例が認められた。	緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこと。身体拘束等を行う場合は、記録を正しく残すこと。
福祉用具貸与・販売	利用料等の受領	利用料等の受領について、サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していない。	領収証を交付すること。
介護老人福祉施設・短期入所生活介護	利用料等の受領	共有のシャンプーなどの費用を日用品費として利用者から一律には徴収していた。	日用品費は利用者の希望によって支払いを受けるものとし、共有のシャンプーなどの費用を利用者から一律には徴収しないこと。
全サービス共通	運営規程	運営規程と重要事項説明書について、内容が相違（営業日、営業時間、通常の事業の実施地域）している部分が認められた。	内容の整合性を図ること。
全サービス共通	運営規程	従業員の員数について、現状と運営規程の記載内容が一致していなかった。	従業員の員数について、現状と運営規程の記載内容が一致していない。については、最新の内容に修正すること。
訪問介護	運営規程	利用料の算定方法が記載されておらず、また記載されている根拠について誤りがあった。	利用料の算定方法が記載されておらず、また記載されている根拠について誤りがある。については、介護保険負担割合証に基づく自己負担割合に応じ介護保険負担割合証に基づく自己負担割合に応じた額となることを記載し、根拠について正しい内容に修正すること。
訪問介護	運営規程	「通常の事業の実施地域外へ赴く場合の交通費」を徴収する場合は「その他の費用」として運営規程に定めておく必要があるが、定めていなかった。	指定訪問介護事業所の運営規程には訪問介護に関する利用料・その他の費用を定める必要があり、「通常の事業の実施地域外へ赴く場合の交通費」を徴収する場合は「その他の費用」に定めておく必要があるが、定めていない。については、運営規程で定めること。
全サービス共通	運営規程	運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。	「虐待の防止のための措置に関する事項」を運営規程に定めること。
通所介護	運営規程	指定通所介護事業所の運営規程には通所介護に関する利用料・その他の費用を定める必要があり、「通常の事業の実施地域以外へ赴く場合の交通費」を徴収する場合は「その他の費用」に定めておく必要があるが、定めていない。	指定通所介護事業所の運営規程には通所介護に関する利用料・その他の費用を定める必要があり、「通常の事業の実施地域以外へ赴く場合の交通費」を徴収する場合は「その他の費用」に定めておく必要があるが、定めていない。については、運営規程で定めること。
通所介護	運営規程	従業員の員数について、現状と運営規程の記載内容が一致していなかった。	従業員の員数について、現状と運営規程の記載内容が一致していない。については、最新の内容に修正すること。
短期入所生活介護	運営規程	運営規程について、従業員の員数が現状と異なっている、電気代の規定がない、実施地域が特定できない内容となっている。	運営規程について、従業員の員数を修正し、電気代の規定を追記し、実施地域を特定できる内容に修正すること。

短期入所生活介護	運営規程	内容及び利用料その他の費用の額については、運営規程に規定するものがあるが記載がなかった。	内容及び利用料その他の費用の額については、運営規程に規定するものであるが記載がない。については、明記すること。
短期入所生活介護	運営規程	運営規程について、下記項目について記載がなかった。 ・ユニットの数及びユニットごとの利用定員 ・虐待の防止のための措置に関する事項について	当該項目を追加し、変更届を提出すること。
福祉用具貸与・販売	運営規程	運営規程について、「虐待の防止のための措置に関する事項」「福祉用具の消毒方法」が記載されていなかった。	運営規程について、「虐待の防止のための措置に関する事項」「福祉用具の消毒方法」を追記するとともに、営業日を実態と合わせた内容に修正のうえ、変更届を提出すること。
全サービス共通	勤務体制の確保等	入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、採用後1年以内に認知症基礎研修を受講しなければならないが、受講のための必要な措置を講じていない事例が認められた。	当該研修を受講させるために必要な措置を講ずること。
訪問介護	勤務体制の確保等	法人の役員である管理者及びサービス提供責任者1名について、日々の勤務状況が確認できなかった。	日々の勤務状況を把握するための必要な措置を講じること。
訪問介護	勤務体制の確保等	当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供しなければならないが、当該事業所に配置されていることを確認するための雇用契約書等が提示されなかった。	雇用契約書等の重要書類は、適正に保管すること。
特定施設入居者生活介護	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるように事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めなければならないが、勤務形態一覧表を確認したところ、当該事業所に従事する看護職員及び介護職員等の勤務の体制を明確にしていない事例が認められた。そのため、事業所の介護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数である「常に1人以上」を満たしていることが確認できなかった。	看護職員及び介護職員等の勤務の体制を定めること。 また、利用者に対する適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務の体制について、あらかじめ勤務表等に位置付けること。
福祉用具貸与	勤務体制等の確保	日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等を定めた勤務体制を確保しなくてはならないが、定めたものがない。	日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等を定めた勤務体制を定めること。
福祉用具貸与、特定福祉用具販売	勤務体制の確保	指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与を提供するため、事業所ごとに、従業者の勤務の体制（日々の労働時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を定めておかななくてはならないが、これを確認できる書類等がなかった。	指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与を提供するため、事業所ごとに、従業者の勤務の体制（日々の労働時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等）を定めておかななくてはならないが、これを確認できる書類等がなかった。については確認できる書類等を作成すること。
福祉用具貸与・販売	勤務体制の確保等	役員の出勤簿が作成されていないため、当該職員について実際の勤務時間の確認ができない。	役員に関しても、出勤簿等の書類を整備すること。
全サービス共通	勤務体制の確保等	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。	方針の明確化等の必要な措置を講じ、従業者に周知すること。
介護医療院	勤務体制の確保等（I型介護医療院サービス費）	I型介護医療院サービス費（I）を算定しているが人員基準を満たすことが確認できなかった。	必要な事項（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護職員及び介護職員等の配置、兼務関係等）が確認できる月ごとの勤務表を作成し、人員基準が満たされていることを毎月確認すること。
介護医療院	勤務体制の確保等	当該施設の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならないが当該施設の従業者であることが確認できない者がいた。	雇用契約を確認するための書類を適正に保管すること。また、必要に応じて書類を整備すること。
認知症対応型共同生活介護	勤務体制の確保等	介護従業者の資質の向上のための研修の機会が確保されていなかった。	医療、福祉関係の資格を有さない介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。

介護老人福祉施設	勤務体制の確保等	医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるための措置が講じられていなかった。	全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。
小規模多機能型居宅介護	勤務体制の確保等	基本的には当該事業所で勤務しながら、併設のサービス付き高齢者向け住宅の入居者にサービス提供を行った際に、そのサービス提供時間については、記録をしておらず、勤務時間の切り分けを行っていない。	勤務時間を切り分けし、利用者に対し適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。
全サービス共通	業務継続計画の策定等	業務継続計画に係る研修と訓練を実施していない。	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、概要がわかるように明確に記録に残すこと。
全サービス共通	業務継続計画の策定等	従業者に対し、業務継続計画について周知をしていなかった。	事業者は、訪問介護員等に対し、当該計画について周知すること。
特定施設入居者生活介護	業務継続計画の策定等	業務継続計画が策定されていない。また、避難訓練のみは実施されているが、業務継続計画の訓練と認められない。	業務継続計画を策定すること。また、研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。
福祉用具貸与・販売	業務継続計画の策定等	感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならないが、業務継続計画が策定されておらず、研修及び訓練についても実施されていなかった。	業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施すること。 なお、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与については、業務継続計画未策定減算に該当するため、令和7年4月1日から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。
福祉用具貸与・販売	業務継続計画の策定等	業務継続計画について、計画の策定等の取組がされていなかった。	計画の策定、研修・訓練の実施等を行うこと。また、令和7年4月から計画の策定等を実施するに至った月まで、利用者全員分のサービス費について減算を行うこと。
居宅介護支援	業務継続計画の策定等	業務継続計画について、感染症発生に係る計画が策定されていなかった。	計画を策定すること。また、令和7年4月分から計画の策定等を実施するに至った月まで、利用者全員分の報酬について減算を行うこと。
通所介護	非常災害対策	消防計画又はそれに準ずる計画及び風水害・地震等の災害に対処するための計画が作成されていない。	消防計画又はそれに準ずる計画及び風水害・地震等の災害に対処するための計画を作成すること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が約1年以上開催されていない。	委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底すること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会はおおむね六月に一回以上開催しなければならないが、前回の委員会の実施から六月以上経っている。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。	委員会は六月に一回以上開催し、指針を整備すること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。	感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催していることが確認できなかった。	委員会を開催したことが確認できるよう記録し、内容を職員に周知すること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施していない。	年度内に研修と訓練を実施すること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延防止のための指針が整備されていない。	感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練について、実施内容の記録がされていなかった。	当該訓練を実施した際は、実施内容について記録すること。
全サービス共通	衛生管理等	感染症が発生し、又はまん延しないための措置を一部講じていなかった。	事業者は、次に掲げる措置を講じること。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を他の事業所に行わせている場合、事業所の業務の実施状況について確認し、記録することとなっているが、実行されていなかった。	定期的に確認し、記録を残すこと。
全サービス共通	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施した記録を確認できなかった。	介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施し、記録を残すこと。
全サービス共通	重要事項の掲示	重要事項について、事業所の利用者から見やすい場所への掲示（閲覧）及びウェブサイトへの掲載を行わなければならないが、ウェブサイトへの掲載が行われていない。	ウェブサイトへの掲載を行うこと。
全サービス共通	秘密保持等	従業者が在職時及び退職時、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていない。	従業者及び管理者（従業者及び管理者であった者）が正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずること。
全サービス共通	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならないが、同意を得ていない事例が認められた。	利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を得ること。
全サービス共通	秘密保持等	個人情報保護同意書について、「提供する個人情報の内容」「利用目的」が空欄の同意書となっていた。	同意書については、内容や目的を明確にしたものにする。
訪問看護	苦情処理等	苦情対応マニュアルを作成していなかった。	苦情対応マニュアルを作成していないので、作成すること。また、苦情があった場合の記録様式について整備されていないので、受け付けた苦情の内容を記録するための様式を整備すること。
共通 (地域密着型サービス)	地域との連携等	運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
小規模多機能型居宅介護	地域との連携等	運営推進会議を開催していたが、その記録を作成しておらず、公表もしていなかった。	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
認知症対応型共同生活介護	地域との連携等	運営推進会議の内容について、公表されていなかった。	運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。これらの報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。
認知症対応型共同生活介護	地域との連携等	運営推進会議の開催が年2回のみであった。	運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催すること。

訪問看護	事故発生時の対応	事故発生時のマニュアルを作成していなかった。	事故発生時のマニュアルを作成していないので、作成すること。
通所介護	事故発生時の対応	事故の連絡及び記録の作成がされていない。また、事業所内でヒヤリハットの記録の作成が行われていない。	事故が発生した場合は、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 また、ヒヤリハットが発生した場合は、記録の作成及び再発防止策を検討するよう努めること。
福祉用具貸与、特定福祉用具販売	事故発生時の対応	損害賠償保険の有効期限が切れていた。	賠償すべき事故が発生した場合の、損害賠償保険の有効期限が切れているので、早急に加入すること。
特定施設入居者生活介護	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないが、市町村に連絡していない事例が見受けられた。	当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について市町村に連絡すること。
介護老人保健施設	事故発生の防止及び発生時の対応	事故発生防止のための指針の整備、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事故が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制、事故防止検討委員会及び従業者に対する研修を適切に実施するための担当者を置くこととされているが、明確にされていない。	当該担当者を明文化すること。
訪問介護（全サービス共通）	虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じなければならないが、措置が講じられていなかった。	必要な措置を講じること。又、措置が講じられていることがわかるよう記録すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知すること。 ・訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・必要な措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  なお、高齢者虐待防止措置未実施減算に該当するため、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。 改善が認められた月とは、改善計画を提出した3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、改善が認められた月である。
全サービス共通	虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催が確認できない。また、虐待の防止のための研修会が実施されていない。	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知すること。また、虐待の防止のための研修会を定期的（年1回以上、施設サービスについては年2回以上）に実施すること。
全サービス共通	虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。	委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、開催したことが確認できるよう記録すること。
全サービス共通	虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果が、記録されていない。	虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果を記録するとともに、当該記録により、委員会の結果について訪問介護員等に周知徹底を図ること。
全サービス共通	虐待の防止	事業所における虐待防止のための指針を整備しなければならないにもかかわらず、指針が整備されていない事例が認められた。	速やかに指針を整備すること。

全サービス共通	虐待の防止	虐待防止の指針について、必要な項目が明記されていない。	虐待防止の指針について、必要事項を盛り込むこと。
全サービス共通	虐待の防止	虐待の防止のための研修が実施されていない。	看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
全サービス共通	虐待の防止	虐待防止のための従業者に対する研修については、職員教育を組織的に徹底させていくために、指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず当該研修を実施することが重要となる。しかしながら、新規採用時の研修を実施していないことが見受けられた。	従業者に対する当該研修については、新規採用時には必ず実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。
全サービス共通	記録の整備	設備、備品に関する諸記録を整備していなかった。	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備すること。
通所介護	記録の整備	提供した具体的なサービス内容等の記録について、介護サービスの完結の日から2年を待たず、破棄している事例があった。	通所介護計画、提供した具体的なサービス内容等の記録、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容の記録及び事故の状況及び事項に際して採った処置についての記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。
訪問介護	訪問介護計画の作成	居宅サービス計画が変更されているが訪問介護計画に位置づけないままサービス提供を行っている案件がある。また、その内容について、利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていることが確認できない。	訪問介護計画については、「居宅サービス計画に沿った内容であること、また、必要に応じて変更すること」、「サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ること」が必要であるため、訪問介護計画を変更するとともに、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い利用者から同意を得ること。
訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画と実際のサービス提供が異なる利用者を確認した。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。
訪問介護	訪問介護計画の作成	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況等踏まえ訪問介護計画を作成しなければならないが、訪問介護計画が作成されていることが確認できなかった。	居宅サービス計画に沿った訪問介護計画を作成し、訪問介護計画の内容について利用者等に説明を行い、同意を得たうえで、訪問介護計画を交付すること。
訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画について、曜日や利用時間が居宅サービス計画に沿った内容となっていないものがあった。	変更する必要が生じた場合は、担当ケアマネジャーと連携を取り、居宅サービス計画に沿った内容とすること。
訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画を作成した際に当該訪問介護計画を利用者に交付したことが書面上確認できない事例が認められた。	サービス提供責任者は、当該訪問介護計画を利用者に交付した際には、交付したことを明らかにしておくこと。
訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画の作成に当たって、その内容について利用者又はその家族に対して説明せず、利用者の同意を得ていなかった。	サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。

訪問介護	訪問介護計画の作成 記録の整備	訪問介護計画が作成されていない事例があった。	サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に沿い、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明し、利用者に同意を得て交付すること。また、作成した訪問介護計画については完結の日から2年間保存すること。
訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならないが、居宅サービス計画の内容が変更されているにも関わらず、当該計画に沿った訪問看護計画書が作成されていない利用者を確認した。	居宅サービス計画の内容に沿った訪問看護計画書を作成すること。
訪問看護	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	医療保険から介護保険へ切替となった際に、訪問看護計画書が作成されていない事例が認められた。	サービスの提供を開始するにあたっては訪問看護計画書を作成し、利用者の同意を得ること。
通所介護	通所介護計画書の作成	通所介護計画書が居宅サービス計画書に沿った内容となっていない事例が認められた。	通所介護計画書は、居宅サービス計画書に沿った内容とすること。また、利用者の心身の状況等を踏まえて作成すること。
短期入所生活（療養）介護	短期入所生活（療養）介護計画の作成	相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活（療養）介護計画を作成していない事例が認められた。	概ね4日以上連続して利用する場合は、当該計画を作成すること。
短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画について、利用者の同意を得ていない事例があった。	短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
特定施設入居者生活介護	特定施設サービス計画の作成	特定施設サービス計画の作成に関する業務について、計画作成担当者が行っていないものがあった。	管理者は、サービス計画作成に関する業務は計画作成担当者に行わせること。
福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与計画を作成しなければならないが、計画が作成されていなかった。	居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与計画を作成し、内容について利用者等に説明を行い、同意を得たうえで、福祉用具貸与計画を交付すること。
福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成にあたっては、その内容について利用者等に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならないが、同意が確認できない事例があった。	福祉用具貸与計画の作成にあたっては、内容について利用者等に説明を行い、同意を得たうえで、福祉用具貸与計画を交付すること。
福祉用具貸与・販売	指定福祉用具貸与計画の作成	福祉用具貸与（販売）計画について、作成されていなかった。	利用者の希望や状況等を踏まえて、居宅サービス計画の内容に沿った具体的なサービス計画を作成し、利用者の同意を得ること。また、サービス提供開始時から、6か月以内にモニタリングを行い、居宅介護支援事業所へ報告すること。
福祉用具貸与・販売	適切な研修の機会の確保並びに必要な知識及び技能の向上	福祉用具専門相談員の資質向上のための、福祉用具の構造等についての継続的な研修を定期的に行っていない事例があった。	定期的に研修を受けさせること。
福祉用具貸与・販売	重要事項の掲示及び目録の備え付け	事業所に取り扱う福祉用具の品名及び利用料、その他の必要事項を記載された目録等を備えていなかった。	目録等を備え付けること。

介護老人福祉施設	施設サービス計画の作成	要介護状態区分の変更の認定を受けた場合にサービス担当者会議を開催していなかった。	入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合はサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。
地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型施設サービス計画の作成	地域密着型施設サービス計画の原案について、入所者の同意を得ていない事例があった。	地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、その内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。
地域密着型介護老人福祉施設	介護	褥瘡対策について、褥瘡予防のための計画の作成、実践及び評価が行われていない事例があった。	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備すること。例えば、褥瘡のハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をするなどし、褥瘡発生の予防効果を向上させること。
共通（施設系サービスの一部）	口腔衛生の管理	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。	入所者に対する口腔衛生の管理について、入所者の口腔の健康状態に応じて、計画的に行うこと。
地域密着型介護老人福祉施設	口腔衛生の管理	口腔衛生の管理について、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っておらず、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成していなかった	口腔衛生の管理に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行い、その技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
介護老人福祉施設	口腔衛生の管理	施設の従業者又は歯科医師等は、入所者毎に月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していなかった。	施設の従業者又は歯科医師等は、入所者毎に月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
介護老人福祉施設	口腔衛生の管理	口腔衛生の管理について、貴施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施していなかった。また、貴施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等において、実施事項等を文書で取り決めていなかった。	入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医師等との間で、実施事項等を文書で取り決めること。
介護老人福祉施設	協力医療機関等	協力医療機関が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関であるにもかかわらず、入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力医療機関との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。）の発生時等における対応について協議を行っていなかった。	左記について協議を行うこと。
介護老人福祉施設	協力医療機関等	指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、指定権者に届け出なければならないが、市に当該届出が提出されていなかった。	協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を市に届け出ること。 なお、届出については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号）」、別紙1によるものとする。 また、市に当該届出を速やかに行うこと。
介護老人保健施設	施設サービス計画の作成	入所時の施設サービス計画について、文書により利用者家族の同意は得ていたが、利用者の同意を得ていなかった。	施設サービス計画の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ること。

居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	課題分析に当たって、「食事量」等、必要な情報を記録されていない事例が一部認められた。	「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年老企第29号（以下「老企第29号」という。））（別紙4）課題分析標準項目についてⅡ課題分析標準項目中「項目の主な内容（例）」欄について、すべての情報収集を行うことを求めるものではないが、利用者の課題分析に必要な情報を判断して情報収集すること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	老企第29号（別紙1）第1表「居宅サービス計画書（1）」中「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」欄に、利用者が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたと考えているのかについて記載していない事例が認められた。	当該欄には、利用者が持っている力や生活環境等の評価を含め、利用者が抱える問題点を明らかにし、「自立支援」に資するために解決しなければならない課題が把握できているか確認した上で、利用者及びその家族が、どのような内容の介護サービスをどの程度の頻度で利用しながら、どのような生活をしたと考えているのか意向を踏まえた課題分析の結果を記載すること
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	老企第29号（別紙1）第2表「居宅サービス計画書（2）」中「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」欄に利用者の要望を記載している事例が一部認められた。	当該欄には、利用者の自立を阻害する要因等であって、個々の解決すべき課題（ニーズ）についてその相互関係をも含めて明らかにし、それを解決するための要点がどこにあるかを分析し、その波及する効果を予測して原則として優先度合いが高いものから順に記載すること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	サービス担当者会議に出席できなかったサービス担当者があるにも関わらず、当該会議に出席できない理由を老企第29号（別紙1）第4表中「サービス担当者会議の要点」欄に記載していない事例が一部認められた。	当該欄には、当該会議に出席できないサービス担当者がある場合に、その者の「所属（職種）」及び「氏名」を記載するとともに、当該会議に出席できない理由についても記入すること。 なお、他の書類等より当該会議に出席できない理由等が確認できる場合は、「サービス担当者会議の要点」欄に当該理由等の記載を省略して差し支えない。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針（課題分析）	利用者の課題分析を行うに当たって、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（令和5年10月16日老認発1016第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に示されている課題分析標準項目に沿って行われていない事例が認められた。	当該通知の課題分析標準項目に従って課題分析を行うこと
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービス等基準に位置付けられている個別サービス計画書を入手していない事例が認められた。	当該事業所に対し同計画書の提出を求めること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	利用者が医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めると共に、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならないが、交付したことが確認できない事例が認められた。	交付した記録を残すこと。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、居宅サービス計画の変更の必要性についてサービス担当者会議等による専門的意見の聴取を行っていない事例が認められた。	要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催等により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。 なお、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第三号から第十二号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うこと。

居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画の作成に当たって、サービス利用開始前にサービス担当者会議の開催等を行っておらず、文書により利用者の同意が得られていない事例が確認された。	居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合は、運営基準減算に該当するため、自己点検を行い介護報酬の過誤調整を行うこと。また、運営基準減算の該当月に初回加算を算定している場合は、併せて過誤調整を行うこと。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画について、家族の同意のみ得ており、利用者の同意を得ていない事例が確認された。	介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	要介護新規申請後、要介護の見込みで計画を作成し、認定結果が要介護であったケースについて、暫定期間中にモニタリングが実施されていなかったが居宅介護支援費を請求している事例が見受けられた。	モニタリングの実施に当たり、介護支援専門員が1月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者には面接していない場合又はモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り運営基準減算に該当するため、自己点検のうえ介護報酬の過誤調整を行うこと。
居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	モニタリングのための訪問を行った記録が確認できない月があった。	モニタリングの実施に当たり、介護支援専門員が1月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者には面接していない場合又はモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情のない限り運営基準減算に該当するため、自己点検のうえ介護報酬の過誤調整を行うこと。
介護予防支援	指定介護予防支援の具体的取扱方針	1月に1回モニタリングの結果を記録していない事例があった。	モニタリングについて、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者には面談すること。利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者には面談するよう努めるとともに、当該面談ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。こうして行ったモニタリングについては、少なくとも1月に1回、その結果を記録すること。
地域密着型通所介護	地域密着型通所介護計画の作成	要介護認定の区分変更申請を行っていた利用者について、要介護認定の結果が出る前にサービスを利用していたが、サービスを利用してから結果が出るまでの間のいわゆる暫定プランが作成されていない事例があった。	指定通所介護事業所の管理者は、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。また、当該通所介護計画を利用者に交付すること。
小規模多機能居宅介護	居宅サービス計画の作成	居宅サービス計画について、家族の同意のみ得ており、利用者の同意を得ていない事例が確認された。	介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	利用者の居宅を訪問し、アセスメントが行われていることが確認できない事例、また、モニタリングに係る利用者の居宅での面接が行われていることが確認できない事例があった。	居宅介護支援にあたっては「福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年条例第95号）第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うこと。

小規模多機能居宅介護	小規模多機能型居宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画について、家族の同意のみ得ており、利用者の同意を得ていない事例が確認された。	介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護計画（以下、「計画」という。）を作成していたが、計画実施期間の終了日の日付で同意を得て、サービス終了後に交付をしていた。	計画の原案を作成した後、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、計画を利用者に交付すること。
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護計画の作成	認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たって、利用者家族の署名により同意を得ていた。	計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
特定施設入居者生活介護	受託居宅サービスの提供	受託居宅サービス事業者が行った通所介護について、サービス内容等が文書により報告されていなかった。	提供した日時、時間、具体的なサービス内容等を文書により報告させること。
通所介護	従業者の員数 運営規定 変更の届出等	重要事項説明書にはサービス提供時間が4区分となっており、サービスをそれぞれ提供している。単位ごとに従業者を確保する必要があるが、勤務形態一覧表ではその内容が確認できない。また、運営規程にはサービス提供時間は1単位分しか規定されていない。	実施する単位ごとに従業者を確保すること。また、単位ごとにサービス提供時間を規定するよう、運営規程を変更すること。

【その他】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
訪問介護	変更の届出等	運営規程が変更されているが、届け出られていない。	速やかに変更届を提出すること。
訪問介護	変更の届出等	キャンセル料が変更されているが、運営規程に係る変更届が提出されていない。	速やかに変更届を提出すること。
訪問介護	変更の届出等	虐待防止に関する事項について、修正しているが変更の届出が提出されていなかった。	虐待防止に関する事項について、修正しているが変更の届出が提出されていない。については、運営規程を修正した場合は、速やかに変更届を提出すること。
訪問介護	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出る必要があるが、運営規程について、変更届の提出がされていなかった。	厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出ること。
訪問看護	変更の届出等	相談室の区画に変更があるが、届出られていない。	速やかに変更届を提出すること。
訪問看護	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出る必要があるが、運営規程について、変更届の提出がされていなかった。	運営規程に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ること。

通所介護	変更の届出等	事業所の専用区画について、静養室の場所が変更されていたにもかかわらず、その事に関する変更の届出がされていなかった。	当該変更について、速やかに市に届出ること。
通所介護	変更の届出等	サービス提供時間及び食事代の変更が届けられていない。	速やかに変更届を提出すること。
短期入所生活介護	変更の届出等	運営規程の従業者の員数、利用料並びに実施地域等を修正する必要がある。	速やかに変更届を提出すること。
短期入所生活介護	変更の届出等	新たに歯科医院と協力医療機関に係る契約を締結しているが、変更届が提出されていない。	協力医療機関の変更に係る変更届を提出すること。
福祉用具貸与・販売	変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出る必要があるが、運営規程について、変更届の提出がされていなかった。	運営規程に変更があったときは、10日以内にその旨を県知事に届け出ること。
共通	人格尊重義務違反	事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。	再発防止策を講じること。

【介護報酬関係】

サービス種別	基準項目	指摘の対象となった具体的事例	指摘事項
全サービス共通	基本報酬	サービスの提供を行っていないにもかかわらず、基本報酬を算定している事例が認められた。	基本報酬はサービスが提供された月に適切に算定を行うこと。
全サービス共通	基本報酬	記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。	基本報酬は、適正に算定を行うこと。
全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、定期的な研修の実施、虐待防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置が講じられていない事例が認められた。	速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。 また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。
全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の開催が確認できない。また、研修が実施されていない。	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果を従業者に周知すること。また、研修を実施すること。速やかに改善計画を提出するとともに、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。
全サービス共通	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない事例及び事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施について、必要な措置が講じられていない事例が認められた。	速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。 また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数から減算すること。

共通（通所系、施設系）	科学的介護推進体制加算	利用者ごとの利用者の心身の状況等に係る基本的な情報の内容等の情報を、科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に提出していないにもかかわらず当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、サービスの利用を開始した月、サービスの利用を終了した月のほか、少なくとも3月に1回の頻度で提出すること。
共通（施設系、訪問系）	サービス提供体制強化加算	職員の割合について、要件を満たしていないにもかかわらず算定していた。	毎年度末に職員の割合を算出し、要件を満たすことを確認した上で算定すること。
訪問介護	基本報酬	所要時間20分以上30分未満の身体介護について、サービス提供回数と報酬請求回数が相違していた事例があった。	同様の事例の有無について自己点検を行い、その結果に基づき過誤調整を行うこと。
訪問介護	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について、厚生労働大臣が定める地域に居住していない利用者に対して、算定している事例があった。	算定要件を満たしていないものについては、自己点検の上、介護報酬の過誤調整をすること。
訪問介護	特定事業所加算	訪問介護員等がすべて参加するものでなければならない会議が、数ヶ月に1回程度の開催しか確認できない。	会議をおおむね1月に1回以上開催し、その概要を記録すること。
訪問介護	初回加算	サービス提供責任者が同行訪問し、その旨を記録する必要があるが、記録が確認できない。	サービス提供責任者が同行訪問した旨を記録すること。
訪問介護	初回加算	サービス提供責任者による初回若しくは初回サービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行が確認できないものがあった。	初回加算を算定する場合は、必ずいずれかの要件を満たすこと。
訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画書を作成していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	新規に訪問介護計画書を作成した利用者について、算定すること。
訪問介護	初回加算	訪問介護計画の作成後、その月内にサービス提供責任者が訪問介護に同行していないにもかかわらず、初回加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に算定すること。
訪問介護	同一の建物等に居住する利用者への減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者について、その割合が確認されていなかった。	利用者の割合について確認を行い、その割合に応じて体制等に関する届出を行うこと。また、必要に応じて過誤調整を行うこと。
訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算	全ての入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は予定しなければならないが、従業者ごとの研修計画が確認できない。	従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施すること。
訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算	全ての訪問入浴介護従事者ごとの、資質向上のための研修について、実施はされているが、個別の研修計画が策定されていない。	全ての訪問入浴介護従事者ごとの、資質向上のための研修について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた研修計画を策定すること。
訪問看護	理学療法士等による訪問	当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えているか確認されていなかった。	訪問回数を確認し、超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から8単位を減算すること。必要に応じて過誤調整を行うこと。

訪問看護	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者でないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある者に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、当該訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときに算定すること。
訪問看護	早朝・夜間、深夜加算	当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合で、当該月の第1回目の緊急時訪問看護を行った際に、早朝・夜間、深夜加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、当該緊急時訪問看護を行った場合には、1月以内の2回目以降の緊急時訪問について算定すること。
訪問看護	初回加算	初回加算（Ⅰ）について、退院又は退所した事実がないにもかかわらず算定している事例が認められた。	当該加算は病院、診療所又は介護老人保健施設から退院又は退所した日に看護師が訪問する場合に算定すること。
訪問看護	サービス提供体制強化加算	全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している必要があるが、看護師等ごとに研修計画を作成していることが確認できない。	看護師等ごとに研修計画を作成し、研修を実施すること。
訪問看護	サービス提供体制強化加算	人材要件について、要件を満たすことが分かる根拠書類（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録）が確認できなかった。	毎年要件を確認すること、また前年度の根拠書類を提出すること。
地域密着型通所介護	基本報酬	病院通院や美容院へ行くためにサービスを中断し、その時間を除いた前後の時間を合算した時間で報酬算定している事例が確認された。	サービスを中断した場合や当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定すること。自己点検のうえ、同様の事例がある場合は、併せて過誤調整を行うこと。
通所介護	入浴介助加算	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を行わなければならないが、行っていることが確認できない。	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を行うこと。
通所介護	入浴介助加算	加算Ⅰを算定しているが、通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合で、利用者側の都合により入浴を実施しなかった利用者について、当該加算を算定している事例を確認した。	当該事例の場合において、当該加算の算定を行わないこと。また、既に給付された加算について自主点検を行い、要件を満たしていなかった場合は、保険者と協議の上、過誤調整を行うこと。
（地域密着型及び認知症対応型）通所介護	入浴介助加算	入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っているが、研修を実施した記録が作成されていなかった。	研修実施後は、研修記録を作成すること。
通所介護	個別機能訓練加算	利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明した内容を記録していない事例が認められた。	利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明したことを記録すること。
（地域密着型）通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問したことが確認できず、また、個別機能訓練開始時に個別機能訓練計画書が作成されていない事例が認められた。	個別機能訓練計画の作成にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認すること。
（地域密着型）通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅱについて、厚生労働省への情報提出が遅れていて提出できていない期間があるにもかかわらず、算定している事例が認められた。	個別機能訓練加算Ⅱは、情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、情報を活用している場合に算定すること。

(地域密着型) 通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員が直接機能訓練を実施していない曜日に当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを算定対象とすること。
地域密着型通所介護	個別機能訓練加算 (I) イ、ロ	・個別機能訓練加算 (I) イ及びロの算定について、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、機能訓練を行う必要があるが、個別機能訓練計画が作成されていない時期に算定していた事例があった。	自己点検を行い、算定要件を満たしていない事例については介護報酬の過誤調整を行うこと。
通所介護	口腔機能向上加算	口腔機能改善管理指導計画の同意を得る前に算定している事例が認められた。	当該加算は、計画への同意を得てから算定すること。
(地域密着型及び認知症対応型) 通所介護	送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、事業所と居宅との間の送迎を行っていないにも関わらず、当該減算を算定していない事例が認められた。	家族等が送迎を行い事業所では未実施の場合は、適正に当該減算を算定すること。
通所介護	科学的介護推進体制加算	・科学的介護推進体制加算の算定にあたって、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省に提出することで利用者全員に対して算定できるものであるが、定められた提出頻度で提出がされていないにもかかわらず算定している事例が確認された。	自己点検のうえ、算定要件を満たさない月については、介護報酬の過誤調整を行うこと。
通所介護	サービス提供体制強化加算	サービス提供強化加算の職員の割合については、常勤換算法方法により算出した前年度の平均で要件を確認することとされているが、確認できる書類を作成していなかった。	サービス提供強化加算の職員の割合については、常勤換算法方法により算出した前年度の平均で要件を確認することとされているが、確認した旨の記録を作成すること。 なお、所定の割合を下回った場合には、サービス提供体制強化加算の要件を充たさないため、直ちに自主点検を行い、別紙7「介護報酬自主点検結果報告書」により、その結果を報告するとともに、別紙9「介護報酬自主返還完了報告書」により、完了を報告すること。
通所介護	サービス提供体制強化加算	算定要件を満たすことが確認できる根拠書類（常勤換算法方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録）が確認できなかった。	要件を満たすことが確認できるよう記録すること。
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	理学療法士等が居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業所等の従業者等と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活の留意点に関する助言を行うか、あるいは、理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活の留意点に関する助言を行う必要があるが、その内容が確認できない。	理学療法士等が居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業所等の従業者等と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活の留意点に関する助言を行うこと。
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーション会議を行っていないにもかかわらず当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、リハビリテーション会議の開催の他、要件を満たした上で算定すること。
通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に算定できるが、3月以上の期間にも算定している事例が認められた。	当該加算は、退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定すること。

短期入所生活介護	夜勤職員配置加算	当該加算は、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に算定できるが、1以上上回っていなかった。	加算の算定に必要な人員配置を行うか、加算の取下げを行うこと。
短期入所生活介護	機能訓練体制加算	機能訓練体制加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していなければならないが、配置されていなかった。	自己点検を行い、算定要件を満たさない月については、介護報酬の過誤調整を行うこと。
短期入所生活介護	送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して加算の対象となるが、その必要性が確認できなかった。	送迎を行う際は必要性について明確にし、記録すること。
短期入所生活介護	送迎加算	家族が送迎を行っているにもかかわらず、算定している事例が認められた。	当該加算は事業所の従業者が利用者の居宅と事業所との間の送迎を行う場合に算定すること。
短期入所生活介護	短期入所長期利用者提供減算	連続して30日を超えて利用していたにも関わらず、減算がされていない事例が認められた。	居宅に戻ることなく自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対しては、30日を超えた日から1日につき30単位を減算すること。
短期入所生活介護	長期利用の適正化	短期入所生活介護の基本サービス費について、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して算定に誤りのある事例が認められた。	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して、短期入所生活介護を提供している場合は、連続60日を超えた日から所定単位数を算定すること。
短期入所生活介護	長期利用者に対する減額	広域の空床ショートに入所した後、地域密着型の空床ショートに転所した利用者に対して、事業所を別事業所と判断し長期利用者減算の日数を誤って算定していた。	当該広域の空床ショートの事業所と地域密着型の空床ショートの事業所は、実質的に一体として運営していると考えられ、同一事業所の利用とみなすため、自己点検を行い介護報酬の過誤調整を行うこと。
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の職員の割合については、常勤換算法方法により算出した前年度の平均で要件を確認することとされているが、確認できる書類を作成していなかった。	サービス提供体制強化加算の職員の割合については、常勤換算法方法により算出した前年度の平均で要件を確認することとされているが、確認できる書類を作成していない。ついては、要件を確認し、確認した旨の記録を作成すること。 なお、所定の割合を下回った場合については、サービス提供体制強化加算の要件を充たさないため、直ちに自主点検を行い、別紙7「介護報酬自主点検結果報告書」により、その結果を報告するとともに、別紙9「介護報酬自主返還完了報告書」により、完了を報告すること。
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	算定要件を満たすことが分かる根拠書類（常勤換算法方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録）が確認できなかった。	要件を満たすことが確認できるよう記録すること。
短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算について、職員の勤務状況から算定の要件を満たしていることは分かるが、職員の正確な割合を算出した根拠書類を作成していない。	サービス提供体制強化加算について、算定の要件となる職員の正確な割合を算出した根拠書類を作成すること。
特定施設入居者生活介護	業務継続計画未策定減算	感染症の業務継続計画が策定されていない。	感染症の業務継続計画が策定すること。令和7年4月から業務継続計画が策定されるまでの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。
特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	24時間連絡できる体制について、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決めの整備を行ったことが書面で確認できなかった。	管理者を中心として、介護職員及び看護職員による協議の上、夜間における連絡・対応体制（オンコール体制）に関する取り決め（指針やマニュアル等）の整備を行うこと。

特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	看取り介護加算Ⅱについて、当該加算を算定する期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の配置がされてなかった事例が認められた。	当該加算を算定する際には当該加算を算定する期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の配置を行うこと。
特定施設入居者介護	生産性向上推進体制加算	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、掲げられた4事項について、必要な検討を行い、及び当該事項の実施を3月に1回以上確認する必要があるが、委員会の開催が確認できない。	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会において、掲げられた4事項について、必要な検討を行い、及び当該事項の実施を3月に1回以上確認すること。
特定施設入居者介護	サービス提供体制強化加算	指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合について、直近3月間の職員の割合について、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない、その割合について毎月記録する必要があるが、記録が確認できない。	指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合について、直近3月間の職員の割合について、毎月継続的に所定の割合を維持し、その割合について毎月記録すること。
福祉用具貸与・販売、居宅介護支援	業務継続未策定減算	業務継続計画について、感染症発生に係る計画が策定されていなかった。	令和7年4月分から計画の策定等を実施するに至った月まで、利用者全員分の報酬について減算を行うこと。
介護老人福祉施設	経口移行加算	栄養管理及び支援が経口移行計画の作成された日から起算して180日を超えて行われた場合にあって、医師の指示をおおむね2週間ごとに受けていない期間についても、経口移行加算を算定している入所者がいた。	当該加算は経口移行計画の作成された日から起算して180日を超えて栄養管理及び支援が実施される場合に、医師の指示を概ね2週間ごとに受けた場合に算定すること。自己点検を行い、算定要件を満たさないものについては、介護報酬の過誤調整を行うこと。
介護老人福祉施設	経口維持加算	現に経口により食事を摂取する者でない入所者に対して経口維持加算（Ⅰ）を算定していた。	当該加算は、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して算定すること。自己点検を行い、算定要件を満たさないものについては、介護報酬の過誤調整を行うこと。
介護老人福祉施設	看取り介護加算（Ⅰ）	看取り介護加算（Ⅰ）について、医師が当該利用者に対して、回復の見込みがないと診断したことが確認できなかった。	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した分かるよう記録を残すこと。また、自己点検を行い、当該加算の算定要件を満たさないものについては介護報酬の過誤調整をすること。
介護老人福祉施設	認知症チームケア推進加算	「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」に対する、BPSDの予防等に資する認知症ケアについて、計画の作成や定期的な評価等を行っていない入所者に対して認知症チームケア推進加算を算定していた。	当該加算は、対象者に対して、BPSDの予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、BPSDの有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行う場合に算定すること。自己点検を行い、算定要件を満たさないものについては、介護報酬の過誤調整を行うこと。
地域密着型介護老人福祉施設	配置医師緊急時対応加算	配置医師緊急時対応加算について、配置医師が診療を行っていたが、診療を行った理由及び施設が診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間を記録していない事例が見受けられた。	自己点検を行い、当該加算の算定要件を満たさないものについては介護報酬の過誤調整をすること。
地域密着型介護老人福祉施設	排せつ支援加算（Ⅰ）	排せつ支援加算（Ⅰ）について、新規利用者の利用開始月に評価を行っていないにもかかわらず、利用開始月から算定を行っている事例が見受けられた。	自己点検を行い、当該加算の算定要件を満たさないものについては介護報酬の過誤調整をすること。
地域密着型介護老人福祉施設	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）について、新規利用者の利用開始月に評価を行っていないにもかかわらず、利用開始月から算定を行っている事例が見受けられた。	自己点検を行い、当該加算の算定要件を満たさないものについては介護報酬の過誤調整をすること。
介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリの評価結果等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出する必要があるが、提出されずに算定されている事例が認められた。	当該加算を算定する際には、評価結果等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出すること。

介護老人保健施設	ターミナルケア加算	医師が回復の見込みがないと診断する前から当該加算を算定している事例が認められた。	医師から回復の見込みがないと診断されてから算定すること。
介護老人保健施設	初期加算（Ⅰ）	初期加算（Ⅰ）の算定にあたっては、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した者に対し算定できるが、要件を満たさない入所者に対し算定している事例が認められた。	同様の事例の有無について自己点検を行い、介護報酬の過誤調整を行うこと。
介護老人保健施設	再入所時栄養連携加算	当該加算を算定するにあたり、当該介護老人保健施設の管理栄養士は該当者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養計画を作成する必要があるが、訪問することなく電話と書面による情報提供で当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定する場合は、当該施設の管理栄養士は利用者の入院する医療機関を訪問の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンスに同席すること。
介護老人保健施設	入所前後訪問指導加算	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）において、算定要件に該当しないにもかかわらず算定していた事例が認められた。	当該加算は、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定すること。 また、当該加算は、入所前に居宅を訪問した場合は入所日、入所後に訪問した場合は訪問日に算定すること。
介護老人保健施設	栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定すること。
介護老人保健施設	口腔衛生管理加算	口腔衛生等の管理に係る計画書が作成されていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算を算定するにあたり、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成すること。
介護老人保健施設	口腔衛生管理加算	口腔衛生管理加算（Ⅱ）について、入所者ごとの口腔衛生等の情報を、科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に提出していないのに算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、計画を新規に作成した月、計画を変更した月のほか、少なくとも3月に1回の頻度で提出すること。
介護老人保健施設	療養食加算	療養食を提供していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は療養食の提供をした際に算定すること。
介護老人保健施設	褥瘡マネジメント加算	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）について、施設入所日の属する月や算定要件を満たさない入所者について算定されている事例が認められた。	当該加算は、加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、入所時に褥瘡が認められた又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に評価を実施し、当該月に褥瘡の発症がない場合に算定すること。
介護老人保健施設	褥瘡マネジメント加算	入所者ごとの施設入所時の褥瘡の有無の確認及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについての評価の結果等の情報を科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に提出していないにもかかわらず当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、当該サービスの利用を開始した月、評価を行った月に、その評価結果等の情報を科学的介護情報システム（LIFE）を用いて提出すること。

介護老人保健施設	排せつ支援加算	入所者ごとの要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を科学的介護情報システム（LIFE）を用いて厚生労働省に提出していないにもかかわらず当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を科学的介護情報システム（LIFE）を用いて提出すること。
介護医療院	専門的な診療が行われた場合の算定（他機関受診）	当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報を文書により提供するとともに、診療録にその写しを添付しなければならないにもかかわらず、行われていない事例が認められた。	当該加算を算定する場合、当該他医療機関に対し、当該診療に必要な情報を文書により提供するとともに、診療録にその写しを添付すること。
介護医療院	サービス提供体制強化加算	算定要件を満たすことが確認できる根拠書類（常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録）が確認できなかった。	算定している加算の要件を確認したうえで、要件を満たすことが確認できるよう記録すること。 要件を確認した根拠書類を提出すること。
居宅介護支援	運営基準減算	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、居宅サービス計画の変更の必要性についてサービス担当者会議等による専門的意見の聴取を行っていない事例が認められた。	要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議等を行うこと。
居宅介護支援	運営基準減算	サービス利用票の同意が翌月となっている事例が認められた。	居宅サービス計画を作成又は変更する際には、同月内に一連の業務を実施すること。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が病院に入院した日から起算して3日目が運営規程に定める指定居宅介護支援事業所の営業日であるにもかかわらず、当該営業日の翌日に病院の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供し、入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定している事例が認められた。	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（運営規程に定める指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日も含む。）に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定すること。 については、同様の事例の有無について、自主点検を行い、呉市に報告の上、必要に応じて給付費の自主返還を行うこと。 なお、自主点検の期間については、令和5年9月から現在までとする。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	FAXによる情報提供を行った際、先方が受け取ったことが明確でない事例が認められた。	先方が受け取ったことまで確認し、詳細を記録に残すこと。
居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（Ⅰ）の算定に当たって、利用者の入院した日のうちに、情報提供していない事例が認められた。	当該加算は、利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定すること。
居宅介護支援	入院時情報連携	入院時情報連携加算（Ⅱ）について、要件を満たさない場合に算定している事例が認められた。	算定要件を満たしていないものについては、自己点検の上、介護報酬の過誤調整をすること。
居宅介護支援	退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ	退院・退所加算（Ⅰ）ロ及び（Ⅱ）ロについて、カンファレンスの構成要件を満たさない場合に算定している事例が認められた。	算定要件を満たしていないものについては、自己点検の上、介護報酬の過誤調整をすること。
居宅介護支援	通院時情報連携加算	通院時情報連携加算について、利用者が通院を行っていない場合に算定している事例が認められた。	算定要件を満たしていないものについては、自己点検の上、介護報酬の過誤調整をすること。

介護予防支援	初回加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合に、改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成した場合に初回加算を算定できるが、介護予防サービス計画を作成していないにもかかわらず算定している事例が確認された。	算定要件を満たしていないものについては、自己点検の上、介護報酬の過誤調整をすること。
小規模多機能型居宅介護	サービス提供が過少である場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く。）1人当たり平均回数が、週4回に満たない事例が確認された。	要件を満たしていない月について過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	認知症加算（Ⅳ）	認知症加算（Ⅳ）について、当該加算は、要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のものに対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に所定単位数に加算するものであるが、要介護3である者に対して加算している事例があった。	算定要件を満たさない期間について、自己点検のうえ、介護報酬の過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算について、医師の判断を確認していない事例が見受けられた。	同様の事例の有無について自己点検を行い、その結果に基づき、過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	看護職員配置加算Ⅰ	看護職員配置加算（Ⅰ）について、常勤の看護師を1名以上配置されていない事例が確認された。	要件を満たしていない月について過誤調整を行うこと。また、人員基準欠如に該当した月についても要件を満たしていないため、過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	看護職員配置加算Ⅱ	人員基準欠如に該当している場合、看護職員配置加算（Ⅱ）は算定できない。	要件を満たしていない月について過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	訪問体制強化加算	訪問体制強化加算について、貴事業所における延べ訪問回数が1月当たり200回以下であった。	算定要件を満たさない期間について、自己点検のうえ、介護報酬の過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していない事例が見受けられた。	同様の事例の有無について自己点検を行い、その結果に基づき、過誤調整を行うこと。
小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）について、人員基準欠如に該当した月に算定している事例が確認された。	人員基準欠如に該当した月については要件を満たしていないため、過誤調整を行うこと。
認知症対応型共同生活介護	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っていない事例が認められた。また、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていない事例が認められた。	当該加算は利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成のうえ、歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定すること。
認知症対応型共同生活介護	退居時情報提供加算	入居者が退所退居して医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して利用者の情報を提供したことが確認できない事例が認められた。	当該加算の算定に当たっては、医療機関に対して、利用者の心身の状況等、必要な事項を記載した文書を交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。
認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者の配置がないにも関わらず当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に算定すること。
認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定にあたり、必要な研修を修了している者の配置がないにもかかわらず誤って算定している事例が確認された。	当該加算については介護報酬の過誤調整を行うこと。

認知症対応型共同生活介護	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）の算定にあたり必要な研修を修了している者の配置がないにもかかわらず誤って算定している事例が確認された。	当該加算については介護報酬の過誤調整を行うこと。
認知症対応型共同生活介護	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算の算定にあたり利用開始時にスクリーニングを実施していないケース及びスクリーニングを実施していない月において算定している事例が確認された。	自己点検を行い、当該加算の算定要件を満たさないものについては介護報酬の過誤調整を行うこと。
複合型サービス	初期加算	登録日から起算して30日以内の期間について算定できるが、登録日より前の期間について算定している事例が認められた。	登録日から起算して30日以内の期間について算定すること。
複合型サービス	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る計画がなく、利用者及びその家族等に対してターミナルケアについての説明が行われておらず、同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。	当該加算は、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った場合に算定すること。
複合型サービス	複合型サービス費（看護小規模多機能型居宅介護費）	医療保険の訪問看護のみを行った日を登録日として算定している事例が認められた。	月途中から登録した場合、介護保険に係る通い、訪問又は宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日を登録日として日割りで算定すること。